

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱実施細目

(細則)

第1条 この細目は、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）に基づき、補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 交付要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定による国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を經營する者をいう。

(軽微な変更の範囲)

第3条 交付要綱第7条第1項ただし書きの市長が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- (1) 流用先の費用の当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額
- (2) 1千万円以下の工事件名の追加

(補助事業によって取得した財産等の処分を制限する期間等)

第4条 交付要綱第16条及び第18条の規定により市長が定める期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間とする。

附 則

この実施細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目の一部改正は、平成30年6月29日から施行する。